

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年5月7日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.nara.jp/43118.htm

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 8 教育委員会の項 奈良県内の特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	奈良県特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつてこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	知事は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校等への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校等へ就学する児童等の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号。以下「法」という。)の規定及びその趣旨に基づき特別支援教育就学奨励費(以下「奨励費」という。)を支給するものとし、その支給に関しては、法及び第3条各号に掲げる規程等のほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良県特別支援教育就学奨励費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	奈良県特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条、第5条及び第6条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	・奈良県特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条及び第6条 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規程に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	・奈良県特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条及び第6条 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規程に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 3 号	・奈良県特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条及び第6条 ・特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規程に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報